

岩手県告示第5号

休猟区の指定（平成20年岩手県告示第740号）で告示した山田町荒川休猟区、川井村川井北休猟区及び川井村田代北休猟区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成22年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の山田町荒川休猟区の区域の表示 下閉伊郡山田町地内の一般県道宮古山田線と下閉伊郡山田町と宮古市の境界との交点を起点とし、起点から一般県道宮古山田線を南東に進み町道白山船石線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道山内線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み農道下野線との交点に至り、同点から同農道を西に進み町道那智畑線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み那智畑林道との交点に至り、同点から同林道を南西に進み中ノ股沢と南ノ股沢の間の峰との交点に至り、同点から同峰を西に進み下閉伊郡山田町と上閉伊郡大槌町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み下閉伊郡山田町と宮古市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の川井村川井北休猟区の区域の表示 宮古市地内の国道106号と宮古市夏屋、箱石、川井及び古田と宮古市和井内及び腹帯の境界との交点を起点とし、起点から国道106号を西に進みさらに北西に進み市道川内夏屋線との交点に至り、同点から同市道を北に進み宮古市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み宮古市夏屋、箱石、川井及び古田と宮古市和井内及び腹帯の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 変更後の川井村田代北休猟区の区域の表示 宮古市地内の国道106号と北田代山国有林三陸北部森林管理署387、386林班、大日向山国有林三陸北部森林管理署385林班と北平津戸山国有林三陸北部森林管理署382林班の境界との交点を起点とし、起点から国道106号を西に進み市道大吹沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道大吹沢線に通じる牧場道との交点に至り、同点から同牧場道を北に進み民有林230林班と民有林229林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み宮古市と盛岡市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み宮古市と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進みさらに東に進み北田代山国有林三陸北部森林管理署395、394、391林班と達曾部山国有林三陸北部森林管理署207林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み北田代山国有林三陸北部森林管理署389、387林班と北平津戸山国有林三陸北部森林管理署380、383林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み北田代山国有林三陸北部森林管理署387、386林班、大日向山国有林三陸北部森林管理署385林班と北平津戸山国有林三陸北部森林管理署382林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域